

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 1 日

各局等 契約主管課長 殿

財務局経理部契約調整担当課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る単価契約における契約変更について

単価契約（複数単価契約含む。以下、「単価契約」という。）については、単価項目及びその金額が契約の主たる構成要素であり、これを変更することは契約の同一性を失うことにつながるため、原則、契約変更は行わないこととしています。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症については、感染拡大防止に向けて必要な対策を実施することにより追加費用が発生することも想定されるため、例外的な取扱いとして、単価契約においても、受注者及び受託者と協議の上、契約変更を行うことができることとします。

なお、契約変更にあたっては、契約の適正性や公平性確保の観点から、変更前後における契約の同一性の保持は必須であり、当初契約で定めた単価項目についての金額の変更は行わず、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資する最小限の対策のみを新規に単価項目として追加し、その金額を定めることができることとします。

【担当】

財務局経理部総務課契約調整担当

03-5388-2607（ダイヤルイン）内線 26-111